

尼崎市脱炭素化設備等導入促進支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、中小企業者等が実施する、二酸化炭素排出量及びエネルギーコストの削減に資する再生可能エネルギー設備及び省エネルギー設備の導入等を伴走的に支援し、脱炭素社会の実現に寄与することを目的に、脱炭素化設備等導入促進支援事業にかかる補助金の交付について必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語を、以下のとおり定義する。

(1) 中小企業等

中小企業基本法(昭和38年法律第154号)第2条に規定する中小企業者及び小規模企業者並びに個人事業主。なお、みなし法人を含むその他の私法人等についても、従業員規模が中小企業基本法上の中小企業と同数又はそれ以下の場合は当該企業者とみなす。

(補助金交付の対象者)

第3条 市は、次条に規定する事業を行う者で別に定める要件を該当するものに対し、補助金を交付する。

(補助金交付の対象事業)

第4条 脱炭素化設備等導入促進支援事業のうち、補助金の交付の対象とする事業(以下「補助対象事業」という。)は、次のとおりとする。

- (1) 市中のツール・サービス等を活用した二酸化炭素削減量の可視化をする事業
- (2) 省エネ診断の受診に係る事業
- (3) 再生可能エネルギー設備や省エネルギー設備の導入等に係る事業
- (4) 脱炭素経営宣言・認定制度における認定を受けたことの広報に係る事業

(補助対象経費)

第5条 補助の対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)は補助対象事業に要する経費のうち、別表第1に掲げる経費とする。

(補助金の額等)

第6条 補助金の額は、補助対象経費の額の10分の10もしくは3分の2の範囲内で市が定める。このほか要綱に基づく補助目的及び補助対象者、補助対象期間、補助上限額等に関する諸事項については、別表第1に掲げるとおりとする。

(交付申請)

第7条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、尼崎市脱炭素化設備等導入促進支援事業補助金交付申請書(第1号様式。以下、「交付申請書」という。)に必要な事項を記載の上、事業着手前にこれを市に提出しなければならない。

2 前項の規定に関わらず、第4条第1項第1号及び第2号規定する事業については、事業着手後の提出を認めるものとする。

3 第1項の交付申請書には、別表第2に掲げる書類を添付しなければならない。

4 申請者は、尼崎市脱炭素化設備等導入促進支援事業補助金宣誓・同意書(第1号様式の2。以下、「宣誓・同意書」という。)の記載事項に宣誓・同意しなければならない。

(交付決定)

第8条 市は、前条の規定による申請（以下「交付申請」という。）があったときは、その内容を審査し、必要に応じて現地調査等を行い、補助金を交付すべきものと認めたときは、予算の範囲内において、補助金の交付を決定するものとする。

（交付の条件）

第9条 市は、前条の規定により補助金の交付を決定する場合において、補助金の交付の目的を達成するため必要があると認めるときは、必要な条件を付することができる。

（交付決定等の通知）

第10条 市は、第8条の規定により補助金の交付を決定したときは、尼崎市脱炭素化設備等導入促進支援事業補助金交付決定通知書（第4号様式。以下、「交付決定通知書」という。）により、その旨を交付申請をした者に通知するものとする。

2 市は、補助金の交付が適当でないと認めるときは、尼崎市脱炭素化設備等導入促進支援事業補助金不交付決定通知書（第4号様式の2.）により補助金を交付しない旨を交付申請をした者に通知するものとする。

（事業の推進）

第11条 前条第1項の規定による通知を受けた者（以下、「受給者」という。）は、適切に第4条に定める事業を推進しなければならない。

（事業の中止等に伴う交付契約の解除）

第12条 受給者は、補助対象事業の全部又は一部を中止し、又は廃止しようとするときは、尼崎市脱炭素化設備等導入促進支援事業補助金事業廃止届出書（第5号様式。以下、「廃止届出書」という。）により市に申し出て、その決定に係る補助金の交付契約の全部又は一部を解除することができる。

2 前項の規定により、廃止届出書が提出されたときは、当該申請に係る補助金の交付決定はなかったものとする。

（補助対象事業等の変更に係る承認の申請等）

第13条 受給者は、補助対象事業の内容又は補助対象事業に要する経費の配分を変更しようとするときは、あらかじめ、その変更に係る尼崎市脱炭素化設備等導入促進支援事業補助金事業変更承認申請書（第6号様式。以下、「変更承認申請書」という。）に、変更する内容が確認できる書類を添えて市に提出しなければならない。ただし、市が軽微な変更と認めるときは、この限りでない。

2 受給者は、交付決定を受けた法人や代表者等に変更があったときは、その旨を変更承認申請書により市に報告しなければならない。

3 市は、第1項の規定による申請があった場合においては、その受給者に係る補助金の交付の決定の内容を変更し、当該決定に条件を付し、若しくは当該決定に付した条件を変更した上で、当該申請に係る変更の全部若しくは一部を承認し、又は当該申請に係る変更を承認せず、当該補助金の交付契約の全部若しくは一部を解除することができるものとし、その内容を審査し、適当と認めるものにあつては、尼崎市脱炭素化設備等導入促進支援事業補助金事業変更承認決定通知書（第7号様式。以下、「変更承認決定通知書」という。）により、通知する。

4 第10条第1項の規定は、前項の規定により変更を承認した場合について準用する。

（未完了等の場合の措置）

第14条 受給者は、補助対象事業が予定の期間内に完了しないとき又は補助対象事業の遂行が困難となったときは、遅滞なく、その理由及び当該補助対象事業の遂行の状況を記載した書類を市に提出しなければならない。この場合において、市は受給者に対し必要な指示をすることができる。

2 市は、前項の場合においては、その補助金の交付の決定の内容を変更し、当該決定に条件を付し、若しくは当該決定に付した条件を変更し、又は当該補助金の交付契約の全部若しくは一部を解除することができる。

(実績報告及び請求)

第15条 受給者は、別表第1に定める補助対象期間の期日までに補助対象事業を完了させた後、速やかに尼崎市脱炭素化設備等導入促進支援事業補助金実績報告書兼請求書（第8号様式。以下、「実績報告書兼請求書」という。）に別表第2に掲げる書類を添えて市に提出しなければならない。

(補助金の支給)

第16条 市は、前条に規定する実績報告書兼請求書を受理したときには、その内容を審査し、又は必要に応じて現地調査等を行った結果、補助対象事業が適切に実施されたと認めるときは別表第1の規定により補助金を支給する。ただし、他の補助制度との併用時においては、収支決算書に記載の補助対象経費の合計額からそれらの制度により得られた額を控除したものを補助対象経費の合計額とする。また、補助額の算定にあつては次の各号の規定によるものとする。

- (1) 実績報告書兼請求書の額が、交付決定通知書又は変更承認決定通知書の額と同額又は上回る場合は、当該交付決定通知書又は変更承認決定通知書に記載の額。
- (2) 実績報告書兼請求書の額が、交付決定通知書又は変更承認決定通知書の額を下回る場合は、当該実績報告書兼請求書の額。

(是正のための措置)

第17条 市は、前条の規定による審査、現地調査等の結果、補助対象事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合しないと認めるときは、当該補助対象事業について、これに適合させるための措置をとるべきことを受給者に対して指示することができる。

2 第15条の規定は、前項の規定による指示に従って行う補助対象事業について準用する。

(関係書類の整備等)

第18条 受給者は、補助対象事業の施行状況及び経費の収支に関する帳簿その他関係書類（市が別に指示する書類を含む。以下同じ。）を整備し、当該補助対象事業の完了した日の属する市の会計年度の翌年度の初日から起算して5年間これを保管しなければならない。

2 市は、当該補助対象事業の実施による事業効果等を確認するため、補助対象事業完了後も補助決定者に対し必要な調査を行い、又は報告を求めることができる。

(補助金交付契約の解除等)

第19条 市は、受給者について次の各号のいずれかに該当するときは、補助対象事業に係る補助金の交付契約の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により交付申請その他この要綱に基づく手続を行ったとき。
- (2) 補助金を他の用途に使用したとき。

- (3) 補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に違反したとき
 - (4) この要綱の規定又はこの要綱に基づく市の指示その他の措置に違反したとき。
 - (5) 不適当な方法で補助対象事業を実施したとき。
 - (6) 暴力団排除条例第2条第4号及び第5号並びに第7号に規定する暴力団等に該当するとき又は同条例第5条、第13条、第16条、第17条及び第18条に規定する事項に違反したとき。
 - (7) その他市が補助金を交付することが適当でないと認めるとき。
- 2 市は、この要綱の規定により補助金の交付契約の全部又は一部を解除した場合において、その解除に係る部分に関し、既に補助金が支給されているときは、受給者に対し期限を定めてその返還を請求するものとする。この場合において、その請求を受けた受給者は、速やかに、当該請求に係る額を市に返還しなければならない。その際、尼崎市脱炭素化設備等導入促進支援事業補助金返還請求書（第11号様式。以下、「返還請求書」という。）により請求する。

（補助金の請求が行われなかった場合等の取扱い）

第20条 市は、別表第1で定める補助対象期間内に実績報告書兼請求書の提出がなかった場合は、補助金の請求を辞退したものとみなす。

- 2 市は、提出があつた実績報告書兼請求書の不備による補助金の振込不能等が生じ、受給者に対して当該書類の補正を求めたにも関わらず、申請年度内に補正が行われなかった場合や、補助決定者の責に帰すべき事由により補助金を交付することができなかったときは、当該請求は取り下げられたものとみなす。

（財産の処分の制限）

第21条 受給者は、補助対象事業により取得し、又は効用の増加した財産や権利（以下、「取得財産等」という。）を、補助対象事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、補助金の目的に従ってその効率的運用を図らなければならない。

- 2 受給者は取得財産等について、取得財産等管理台帳を備え管理しなければならない。
- 3 受給者は取得財産等を、市の承認を受けないで、補助金の交付の目的に反して使用し、行使し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。
- 4 市は、受給者が前項の規定に違反したときは、返還請求書により補助金の返還を求めることができる。ただし、受給者が支給を受けた補助金の全額に相当する金額を市に納付した場合又は市が別に定める期間を経過した場合は、この限りでない。

（報告、検査及び指示）

第22条 市は、必要があると認めるときは、受給者に対し質問をし、報告を求め、若しくは補助対象事業の施行上必要な指示をし、事業の現場又は第18条の帳簿その他関係書類について検査をすることができる。

（補助金の流用の禁止）

第23条 受給者は、その交付を受けた補助金を他の用途に流用してはならない。

（専属的合意管轄裁判所）

第24条 本要綱に関する一切の争訟は神戸地方裁判所尼崎支部を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

（その他）

第25条 この要綱に定めのない事項については、市長が別に定める。

付 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和4年6月8日から施行する。

付 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和5年1月30日から施行する。

付 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和5年5月29日から施行する。

付 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和5年6月13日から施行する。

付 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和5年12月22日から施行する。

付 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和6年7月30日から施行する。

付 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和7年7月18日から施行する。

付 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和8年7月16日から施行する。

(経過措置)

2 既に、従前要綱の適用を受けていたものについても、本要綱の規定に準ずる。

別表第1 補助基準（第3条関係）

補 助 目 的	中小企業者等が実施する、二酸化炭素排出量及びエネルギーコストの削減に資する再生可能エネルギー設備及び省エネルギー設備の導入等に要する経費に対し補助金を交付し、脱炭素社会の実現に寄与することを目的とする。
補 助 対 象 者	次の各号のいずれの要件にも該当する中小企業者等。 (1) 尼崎市脱炭素経営宣言・認定制度実施要綱（令和6年11月29日施行）第7条第2項各号の規定に基づき、あまがさき脱炭素経営事業所としてブロンズ、シルバー、ゴールドのいずれかの区分にて認定を受けていること。 (2) 市内に事業所を有すること。 (3) みなし大企業でないこと。 (4) 風俗営業等の規制及び業務の適正化に関する法律に規定する「性風俗関連特殊営業」、当該営業に係る「接客業務受託営業」を行う者でないこと。 (5) 暴力団排除条例に規定する暴力団等と関係を有する者でないこと。 (6) 宗教・政治団体等でないこと。 (7) 納付すべき尼崎市税を滞納していないこと。
補助対象事業 及び補助金の 額または補助 率及び補助上 限 額	1 ブロンズ認定事業所の場合
	第4条第1項第1号及び第2号に掲げる事業を補助対象事業とし、利用料もしくは受診費用相当額を補助金の額とする。 なお、補助上限額は200千円までとする。
	2 シルバー又はゴールド認定事業所の場合
	第4条第1項に掲げる事業を補助対象事業とし、補助金の額と補助率は次のとおりとする。 (1) 補助対象経費における第2項第1号から第4号に掲げる設備等の導入…補助対象経費の3分の2以内 ただし千円未満切捨て なお、補助上限額は次のとおりとする。 (2) 補助対象経費第2項第1号から第4号に掲げる設備等の導入及び第5項に掲げる広報にかかる費用…500千円（シルバー認定事業所の場合） 又は1,000千円（ゴールド認定事業所の場合）
補助対象期間	交付決定日（補助対象事業第1項に掲げる事業にあつては当該事業実施年度の4月1日）から当該事業実施年度の1月末日までの期間とし、補助対象期間の終期までに事業完了していること。 なお、提出期限日が尼崎市の休日を定める条例（平成3年2月25日条例第1号）で定める休日である場合は、市の休日の前日をもってその期限とみなす。 また、事業完了とは補助対象事業の実施に係る一切の経費支払い並びに実績報告書兼請求書の提出がなされていることをいう。
補助対象経費	1 ブロンズ認定事業所の場合

	補助対象者が支出する、二酸化炭素削減量可視化ツール・サービス利用料又は省エネ診断受診費用のうち、領収書等により費用明細が確認できるもの。	
	2 シルバー又はゴールド認定事業所の場合	
	前項に掲げる費用及び補助対象事業を実施するにあたって必要となる費用のうち補助対象者が支出するもののうち、第1号から第3号に掲げる設備（本体及び付属品）の導入に係る費用及び第4号に掲げる費用並びに第5号に掲げる広報費用で、領収書等により費用明細が確認できるもの。ただし、第6号から第14号に掲げる費用は補助対象外とする。	
	(1) 再生可能エネルギー設備 再生可能エネルギー（太陽光、風力、水力、波力、バイオマス、地熱、地中熱、太陽熱、雪氷熱、空気熱、潮汐、潮流等）設備及び蓄電池設備の導入に係る費用 (2) 省エネルギー設備空調設備及び照明設備等、事業所の省エネルギー化に資すると認められる設備の導入に係る費用 (3) その他市長が二酸化炭素排出量及びエネルギーコストの削減に資すると認める設備の導入に係る費用 (4) 前号までに掲げる設備の導入に際し必要となる作業に係る費用のうち、設置費、配送費、工事費（改修費含む）、設定費 (5) 認定を受けた取組の広報等を行うために要した費用のうち、制作物や出展等の実績が分かるもの	補助対象
	(6) メーカー希望販売価格等から大きな乖離があるなど、金額の妥当性が確認できない設備の導入に係る費用 (7) 設備のリースに係る費用 (8) 汎用性があり別用途に流用することができる可能性がある設備の導入に係る費用（パソコン、スマートフォン、タブレット、モニター等） (9) 設備保守費用（メンテナンスパック等） (10) 設備の使用方法習熟等を目的とした講習費用 (11) 自動車等車両（付属部品費、修理費、車検費等含む） (12) ソフトウェア（ただし付属品として導入する場合は除く） (13) 科学的、論理的根拠に基づかない設備の導入に係る費用 (14) その他市長が適当でないと認める費用	補助対象外
その他	補助対象事業は各項に掲げる案件につき申請は1度のみとし、同一案件に対する複数企業による申請は、これを認めない。ただし、ブロンズ認定事業所における二酸化炭素削減量可視化ツール・サービス利用料の利用にあつてはこの限りではない。	

※いずれの補助対象事業も、補助対象経費には消費税額及び地方消費税額は含まない。

別表第2 交付申請書・実績報告書兼請求書に添付が必要な書類（第7条及び第15条関係）

交付申請時	実績報告兼請求時
(1) 宣誓・同意書（第 1 号様式の 2） (2) 事業計画書（第 2 号様式） (3) 収支予算書（第 3 号様式） (4) 補助対象経費の明細及び金額が確認できる書類の写し（見積書等） (5) 利用するツール・サービスの概要が確認できるもの又は設備等の製品カタログ等 (6) 設備等導入場所の現況写真 (7) 設備等設置場所の所在地及び設置場所が事業所であることが確認できる書類（建物賃貸借契約書の写し、事業所所在地が記載された許認可証の写し等） (8) その他市長が必要と認める書類	(1) 事業実績書（第 9 号様式） (2) 収支決算書（第 10 号様式） (3) 補助対象経費の支払いが完了したことが確認できる書類の写し（領収書や口座振込伝票の写し等） (4) 設備等導入後の現況写真 (5) 本制度以外の補助金を併用している場合は、補助金額等が確認できる書類 (6) 補助金振込先口座情報（金融機関名・支店名・口座種別・口座番号・口座名義・カナ）が確認できる書類 (7) その他市長が必要と認める書類

※ブロンズ認定事業所にあつては、申請の場合は第 6 号に掲げる書類、請求の場合は第 4 号に掲げる書類の添付は不要とする。